

第4問 解答を「○」または「×」で記入しましょう。

問1	「死亡届」は死亡診断書と対になっています。後々必要になりますので、必ず10枚ほどはコピーしておくことをお勧めします。	○
問2	葬儀の形は年々様々なものとなっており、家族葬や直葬が増えている傾向にあるようです。	○
問3	配偶者や子どもは一定額の相続（遺留分）は保証されており、請求されればその分は子ども等に相続されることになります。	×
問4	相続人を受取人にしておけば遺産分割の対象にはならず、非課税枠もありますがみなし相続財産となり、相続税の対象になります。	×
問5	内容ではなく、遺言の目的となる財産の価額に応じて定められています。例えば5千万円までなら29,000円となります。	×
問6	エンディングノートは遺書ではないので友人に向けたメッセージにもなります。ぜひ自筆で感謝の言葉を伝えましょう。	○
問7	合葬墓（合祀墓）は埋蔵の際骨壺から遺骨を取り出して他の方の遺骨と一緒にしますので、後から取り出すことは出来ません。	×

今回も楽しんでいただけましたでしょうか？

点数ではなく、考えること、解説見て確認していただくことが目的なんですよ♪



自宅で学ぼう！

第6

やまと

終

活

クイズ

【解答と解説】

第6回「やまと終活クイズ」へのご参加、ありがとうございました。

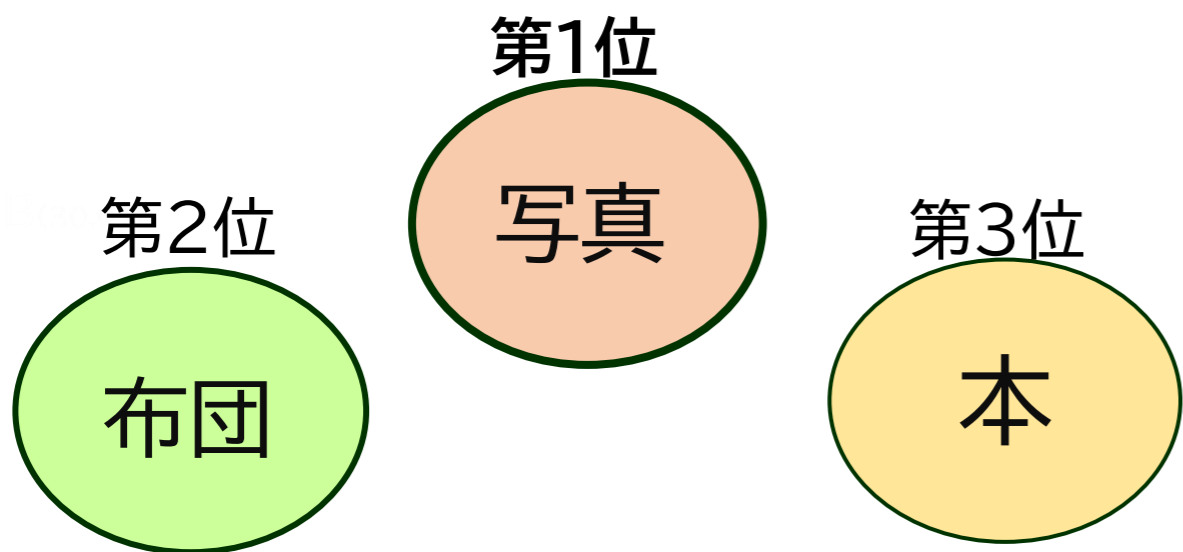
今回は第2問のように、終活から少し離れた問題からも出題させていただきました。似ているようなマークでも、それぞれ違った意味があるので、

解答と解説をお届けいたしますので、ぜひ、参考になさってください。

第1問

遺族が処分に困る遺品のトップ3を選びましょう。

●クラブツーリズム・メモリアル調べ



●処分に困る遺品は人それぞれかもしれませんが、一般的な傾向として、品物の大きさというよりも、“故人の思い”が詰まった品物ほど、処分をためらってしまうようです。



第2問

(少し終活の問題から離れますが…)

福祉に関わるシンボルマークが5つあります。正しい名称のアルファベットを選びましょう。

- ① A 聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークのことです。
- ② C 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の啓発のためのマークです。補助犬はきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。
- ③ E 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマークです。すべての障害者を対象としています。
- ④ B 義足や人工関節を使用している方、内部障害など外見から分かりにくい障害を抱えている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。
- ⑤ D 身体内部（心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・肝臓・免疫機能）に障害がある人を表しています。

第3問

終活に関連した言葉が隠れています。ヒントを参考に、その言葉を答えましょう。



答え：サ高住

【解説】

高齢者の住まいを確保するため、バリアフリーで介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する、県などに登録している住宅のことです。入居者に、状況把握及び生活相談サービスのほか、契約によって食事の提供、入浴等の介護、家事サービスなどを提供します。基本賃貸借契約になります。



答え：ぼだい(寺)

【解説】

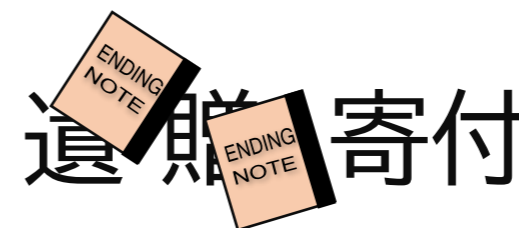
ぼだい寺があるご家庭はすなわちそのお寺の「檀家」になります。葬祭の一切をそのお寺にお願いする、いわば会員ということですね。お墓の心配もありませんが、お布施をしたりお寺の行事などに参加するつとめもあります。



答え：健康(寿命)

【解説】

WHOが提唱する指標で、その人が亡くなるまでの平均寿命から寝たきりや認知症など介護期間を差し引いた期間のことをいいます。健康で自立した生活を過ごせる期間を延ばすことが誰もの願いですね。



答え：遺贈(寄付)

【解説】

配偶者や子ども、兄弟などの法定相続人以外に自身の財産を残すことができますが、そのためには法的に有効な遺言書が必要不可欠です。トラブルを避けるためにも「公正証書遺言」を作っておくといでしょう。